

後期高齢者医療療養費支給申請書 (はり・きゅう用)

負担割合  
8 : 1割 0 : 3割

( 年 月分 )

代理受領施術者 登録番号																																		
保険者番号		3 9		療養を受けた者の氏名		(フリガナ)																												
被保険者番号						明・大・昭 年 月 日生																												
発症又は負傷年月日		年 月 日		発症又は負傷の原因及び経過			第三者行為か否か		はい・いいえ																									
施 術 内 容 欄	初療年月日		施 術 期 間				実日数	請求区分	転 帰																									
	年 月 日		自 年 月 日 ~ 至 年 月 日				日	新規・継続	治癒・中止																									
	傷病名		1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. ( )																															
	初検料						摘 要																											
	1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用						円																											
	施 術 料	はり		円 ×		回 =		円																										
		きゅう		円 ×		回 =		円																										
		はり・きゅう併用		円 ×		回 =		円																										
		電療料						円																										
	1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具		円 ×		回 =		円																											
	往 療 料 ( 4kmまで )		円 ×		回 =		円																											
	往 療 料 ( 4km超 )		円 ×		回 =		円																											
施術報告書交付料 (前回支給 年 月分)		円 ×		回 =		円																												
合 計						円																												
一 部 負 担 金		( 1割・3割 )				円																												
請 求 額						円																												
施 術 日	通院○	往療◎	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
施 術 証 明 欄	(領収証欄)	保健所登録区分	1. 施術所所在地	2. 出張専門施術者住所地	上記のとおり施術を行い、その費用(施術内容欄の合計=10割)を領収しました。	年 月 日	免許登録番号	はり師	施術者住所	免許登録番号	きゅう師	氏名	☎ 電話																					
同 意 記 録	同意医師氏名	住 所	同意年月日	傷病名	要加療期間	年 月 日																												
申 請 欄	上記施術に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。	年 月 日	なお、私の受ける療養費の受領方を上記施術者に委任します。	〒 -	被保険者住所	福岡県後期高齢者医療広域連合長 様 (申請者) 氏名	☎ 電話																											
支 払 機 関 欄	預 金 種 別	1. 普通	2. 当座	3. 貯蓄	金融機関名	銀行	支店																											
	金融機関コード				支店コード	金庫	支店																											
	口座番号				口座名義人 (か)	農協	出張所																											

福岡県後期高齢者医療広域連合提出用

留意事項

1. 施術内容欄の傷病名、初回の施術内容については、該当する項目を○で囲んでください。
2. 往療を要した場合は、摘要欄にその理由を記入してください。
3. 支払機関欄は、代理受領施術者登録済の施術者については、記入は不要です。
4. 同意書又は診断書は、療養費支給申請の都度これを添付することが原則ですが、初療又は医師による再同意の日から起算して6か月(初療又は再同意の日が月の15日以前の場合は当該月の5か月後の末日とし、月の16日以降の場合は当該月の6か月後の月の末日とする。)内の期間における2回目以降の請求にあつては、その添付は省略可能です。